

消防の動き

348号

平成12年2月

心配されていたコンピュータ2000年問題は、結果としてはあまり大きな問題もなく、無事通過することができ、安心すると同時に、この間の関係者のご努力に敬意を表する次第です。ところで、昨年、1999年は、いろいろと

印象に残るような特異な事故や災害の多い年でした。例えば、大雨や台風時の高潮による被害や大規模な土砂崩れ、さらにはビルの地下室での水死事故や川の中洲でのキャンプによる水難事故、また、殺虫剤の倉庫での火災や高速道路上のタンクローリーの爆発事故、それらに加えてウラン加工施設における日本で初めての臨界事故など、さまざまなタイプの災害や事故がありました。なかには、関係者の安全や事故防止に関する知識や配慮の有無、さらにはモラルや法制度上の問題点まで考えさせられる事件もありました。

このような中、消防は、住民の生命、身体、財産を守るため、常に迅速、的確に対応しなければならない使命を有しており、また、住民の消防に対する期待もますます大きくなっていきます。また、災害の規模によっては、地方公共団体の範囲を越えて、時には外国までも応援に行き、異なる消防機関やNGO等とも協力して活動するこもますます必要になってくると考え

消防職員の育成



消防大学校長

折笠 竹千代

られます。

このためには、消防に関する施設・設備の充実と併せて、様々な事態に迅速・的確に対応し得る優秀な消防職員の育成にも積極的に取り組んでいく必要があります。消防大学校におきましても、消防

に関する高度な知識及び技術を総合的あるいは専門的に修得できるように様々な課程（コース）を設けて教育を実施していますが、さらに教育内容の充実やコースの見直しなどに取り組まなければならないと考えております。とりあえず、平成12年度からは、放射性物質災害講習会を新たに実施するとともに、緊急消防援助講習会の受講資格の拡大を図り、また、教育内容の充実を図って参ります。

さらに、平成5年度以降鋭意整備を進めてまいりました消防大学の教育訓練施設が、平成12年度中に新本館の完成によりおおむね終了して、平成13年度からは新しい施設での教育ができるようになります。そこで、平成12年度中には、消防関係者の要望なども踏まえ、コースの再編成も含めた教育内容の見直しを行い、優秀な消防職員の育成に努めて参りたいと考えております。関係各位のご協力をお願いする次第です。

も く じ

○ 巻頭言	消防大学校校長	1
○ 平成12年春の全国火災予防運動について	予 防 課	2
○ 「消防力の基準」の改正について	消 防 課	4
○ 災害に強い安全なまちづくりの推進について	防 災 課	8
○ 九州・沖縄サミットに係る消防・救急体制の整備について	消 防 課	10
○ コンピュータ西暦2000年問題に係る年末年始の対応及び障害発生状況並びに 閏日の対応について	防災課・防災情報室	13
○ 北から南から 「徳川家ゆかりの城下町 静岡市」	静岡市消防本部 次長 朝倉 勝次	15

平成12年春の全国火災予防運動について

(予 防 課)

「あぶないよ ひとりぼっちにした その火」を統一標語として、春季全国火災予防運動が、平成12年3月1日(水)から3月7日(火)までの7日間にわたり実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、ともすれば日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって、火災予防を推進しようというものです。

1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 林野火災予防対策の徹底
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

2 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 高齢者等の対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - イ 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施
 - ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断の実施
 - エ 地域の実情を踏まえた住宅防火モデル事業の推進
 - オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進

- (2) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 自主防災組織の整備充実
 - イ 放火火災防止のための自主防火体制の充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 防火基準適合表示制度（適マーク制度）の適正な運用
 - ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
 - エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
 - オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
 - カ 特定違反対象物に対する是正指導の推進
 - キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
 - ク 文化財建造物の防火安全対策の徹底
- (4) 林野火災予防対策の徹底
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手続きの徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火、ごみ焼却時等における消火用具の備え及び監視の励行

- ウ 乾燥時及び強風時の火気取扱いの注意
- エ 工事等における火気管理の徹底

今回の運動では、高齢者を中心とした住宅火災による死者を大幅に減少させることを目的とした「住宅防火対策の推進」、さらには増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策」などを重点目標に掲げるとともに、出火防止のため国民一人ひとりが特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を下記のとおり定めています。

国民の皆さん一人ひとりがこの運動の趣旨を踏まえ、日頃から住宅、地域、職場等における火災予防を心掛けることが、火災から皆さんを守る近道です。期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防火講演会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災知識の習得に努めましょう。

また、春先は、特に季節風によって林野火災も多い時季となっています。このため、春の全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も行われます。

《火の用心 7つのポイント》

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 たぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

「全国山火事予防運動」

1 統一標語

『守ろうよ 地球の緑を 火の手から』

2 重点事項

- ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所



では、たき火をしないこと。

- イ たき火の場所を離れるときは完全に消火すること。

- ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。

- エ 火入れの許可は必ず受けること。

- オ たばこの吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。

- カ 火遊びをしないこと。

「車両火災予防運動」

重点実施要綱

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ 地下駅舎及び長大トンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施

- イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
- ウ 車両に対する消火器の普及
- エ 自動車等のボディカバーにおける防炎製品の使用
- オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備

備

- (5) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

「消防力の基準」の改正について

消 防 課

平成12年1月20日消防庁告示第1号をもって、消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）の全部が改正されました。その改正の趣旨、改正内容は次のとおりです。

なお、上記の改正に伴い、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）について、それぞれ所要の規定の整備を行いました。

1 改正の趣旨

消防力の基準は、昭和36年に制定され、これまでに5回の一部改正を経て、所要の整備を図り消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきましたが、近年の都市構造の変化、消防需要の変化、さらには地方分権の動きに対応し、市町村の自主性を尊重した、より実態に即した合理的な基準に見直す必要性が生じています。

こうした中で、消防審議会に対して消防力の基準の見直しを諮問し、平成11年3月、答申がなされました。答申では、広く国民に受け入れられるであろう水準を想定することとして、消防活動の実態調査によって得られたデータについて統計的な分析等を行うことにより、都市構造、消防活動の実態に即したより合理的な基準とするための具体的な改正案が提示されました。今回の改正は、この答申

に沿って行ったものです。

一方、消防水利の基準及び消防団の装備の基準は、消防力の基準が改正されたことに伴い、当該基準との整合性を図るため所要の改正を行ったものです。

2 改正内容

- (1) 改正前の基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行うために必要な最小限度の施設、人員を定めることを目的としていましたが、今回の改正により、需要の増加している人命の救助を明文化するとともに、基準の持つ本来の性格から最小限度という表現を改め、市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針となるものとして位置づけています。（第1条）
- (2) 「市街地」の定義において、平均建ぺい率おおむね10%以上の区域は街区の連続性がなくても、近接している場合は市街地に含めるとともに、「密集地」を「準市街地」という用語に改め、人口規模の下限値を千以上に改めています。（第2条第1号及び第2号）
- (3) 署所の設置数は、人口規模によって規定される数値を基準とし、これをもとに地域における、地勢、道路事情、建築物の構造

等の諸事情を勘案した数とするとしていません。

条文中の例示の他に「諸事情」としては、交通事情、市街地等の形状、市街地等の面積、集落の分布状況等の地域ごとに固有な所与の条件が該当します。今回の改正によって署所の他に、動力消防ポンプ、消防艇についても、市町村が必要な数を決定するにあたっては、国の示す基準をもとに、諸事情を勘案した数とするという規定にしています。

なお、改正前の基準は、風速条件によって消防力の加重を行っていましたが、これを諸事情に含めて考慮するとしています。

(第3条第1項別表第1、第2項別表第2、第3項別表第3、第4項別表第4、第4条第4項別表第5、第13条)

- (4) 消防ポンプ自動車の配置台数は、消防活動の実態調査から導かれた消防活動モデルをもとに配置数を規定した別表に改め、改正前の配置数より減じています。(第3条第3項別表第3及び第4項別表第4)
- (5) 人口30万を超える市街地における署所の設置数及び消防ポンプ自動車の配置台数の算定にあたっては、改正前の基準では、市街地を分割する場合の人口規模を任意としていましたが、これを30万を単位とした部分とその残余の部分に分割して、それぞれ別表に規定する配置数を合算した数を基準とし、諸事情を勘案した数とするとしています。なお、残余の部分が人口7万未満となった場合は、別表第5による基準としています。(第4条)
- (6) 準市街地における火災の延焼危険は、市街地とほぼ同様であるという考え方にたちながら、ある程度人口規模に応じた消防力の段階的な算定を行い、別表第6を定めています。また、配置された動力消防ポンプの管理については、署所が準市街地に設置された場合であっても、当該署所に動力消

防ポンプが配置されるとは限らないことから、地域の実情に応じて署所又は消防団が管理するとしています。(第5条)

なお、「地域の実情」とは、火災等の災害の発生頻度及びその態様、災害が発生した場合の消防活動の困難性、消防団の施設設備の整備状況、現に保有している消防力の状況等が該当します。

今回の改正によって市街地に該当しない地域における署所の設置、市街地及び準市街地に該当しない地域における動力消防ポンプの配置、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなす場合の換算、特殊車等の配置、非常用消防自動車等の配置、広域的な災害等の拡大を防止するための防災上必要な資機材及び施設の備蓄等についても、地域の実情に応じて判断するという規定にしています。(第6条、第11条、第16条第1項、第17条第1項、第21条、第24条第3項、第30条第7号)

- (7) 市街地に該当しない地域にあっても、消防需要に応えるために署所、救急分遣所等は設置されることがあり、こうした地域の実情に応じた市町村の弾力的な判断を基準上明確に位置づけています。(第6条第1項)
- (8) 市街地及び準市街地に該当しない地域における動力消防ポンプの配置数は、改正前の基準では人口規模によって口数により規定していましたが、こうした地域にまで一律の基準を規定することは実際のでないことから、地域の実情に応じて市町村が全面的に判断できるとしています。(第6条第2項)
- (9) ホテル、旅館、その他の宿泊施設の数の市街地又は準市街地の人口に対する割合が著しく大きい場合、人口を補正するために用いる算式を最近の資料により改めるとともに、対象となる施設を消防法施行令別表第1に定める(5)項イの用途に明確化し

て規定しています。(第7条)

(10) 市街地に該当しない地域における消防力として、改正前の基準では、消防団常備部についても規定していましたが、消防団常備部が社会的変化の中で既に見られなくなったことなどから、これに関する規定を削除しています。(改正前の基準第2条、第7条、第8条、第14条、第17条、第18条、第22条)

(11) 中高層建築物は、建築構造や消防用設備等の設置によって一定以上の避難性や消防隊の活動性が確保されていること、救助活動においてある程度の時間的余裕が得られること等の理由から、はしご自動車又は屈折はしご自動車の配置は消防署を単位とし、隣接する消防署及びその出張所に配置された当該車両の出動によって、火災の鎮圧等に支障がない場合は配置を要しないとしています。(第8条第1項)

(12) 消防用自動車等及び特殊車等の管理については、改正前の基準では署所又は消防団が管理すると規定していましたが、全国的に消防の常備化が進展したこと、当該車両に積載されている装備は高度化して消防団が管理することは实际的でないこと等の理由から、消防ポンプ自動車を除いて署所が管理することに改めるとともに、特に救助工作車、特殊車等は、消防本部が管理していることもあることから、消防本部又は消防署が管理するとしています。(第8条第2項、第9条第3項、第10条第3項、第13条第2項、第15条第3項、第16条第2項)

(13) 化学消防車の配置台数は、危険物の製造所等の5対象施設(製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所)の数を基準として、市町村に存する製造所等の数、規模、種類等を勘案して定めることとし、消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置、具体的にはラインプロポーションナーを備えた場合、化学消

防車の台数を減じることができるとしています。(第9条)

(14) 消防ポンプ自動車として運用できる放水装置を備えた化学消防車については、地域の実情に応じて、化学消防車を消防ポンプ自動車とみなしています。(第11条)

(15) 救急自動車の配置台数は、救急隊の配置の実態及び救急需要の急激な増加に対応するため、人口15万以下の市町村にあってはおおむね人口3万ごとに1台、人口15万を超える市町村にあっては5台に、人口15万を超える人口についておおむね人口6万ごとに1台を加えた台数を基準とし、救急自動車の出動頻度、現場到着所要時間等を勘案した数とするとしています。(第14条)

(16) 消防用自動車等の予備車については、稼働中の車両が故障した時に使用するという概念に、大規模な延焼火災や自然災害時等に対応するため、参集した職員及び毎日勤務者が搭乗するための車両としての位置づけを付加し、非常用消防自動車等と呼称して地域の実情により配置するとしています。

救急自動車については、多数の傷病者が発生した場合等における予備のための車両を非常用救急自動車と呼称して配置するとしています。(第17条)

(17) 改正前の基準では、無線電話装置の装備を消防ポンプ自動車のみの規定していましたが、こうした装備は、円滑な消防活動を実施する上で災害に出動するすべての消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車に必要なことから、署所の管理する当該車両には無線電話装置を設置するとしています。(第20条)

(18) 消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員の数について、2台の消防ポンプ自動車の連携した活動(ペア運用)によって、個々の消防隊が活動する場合と同等もしくはそれ以上の効果が得られる場合は、一方

の消防隊の隊員の数を4人にできることとし、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプを操作する消防隊の隊員の数は4人として、それぞれ改正前の基準を緩和しています。

また、常備消防にあっては消防ポンプ自動車、はしご自動車又は屈折はしご自動車、化学消防車、救急自動車及び救助工作車に搭乗する隊員のうち1人は、消防司令補又は消防士長の階級にある消防吏員とし、消防団にあっては消防ポンプ自動車に搭乗する隊員のうち1人は、部長又は班長としています。(第22条第1項、第2項、第3項、第5項及び第7項、第23条第2項、第24条第2項)

- (19) 改正前の基準において規定していた望楼員に関する規定を削除したことから、通信員は常時配置するとしています。(第25条)
- (20) 消防本部又は署所において、専ら火災の予防業務に従事する消防吏員を予防要員と呼称し、その算定にあたっては、予防業務について危険物に関する業務とこれに該当しない業務に2分して、それぞれの業務に必要な人員数を合算して得た数を基準に、当該市町村に存する危険物の製造所等の種類、防火対象物の数、石油コンビナート等特別防災区域の有無等を勘案した数とするとしています。(第26条)
- (21) 消防本部及び署所に、消防司令長から消防士長までの階級にある消防吏員を配置し、指揮活動を行うと規定しています。(第27条)
- (22) 消防団に、副団長から班長までの階級に

ある消防団員を配置し、多様な消防団の活動において指揮活動を行うと規定しています。(第28条)

- (23) 消防隊が、複数の消防用自動車等乗り換えて搭乗する場合を規定するとともに、消防本部及び署所における人員の総数は、常備消防の運営に必要な全ての人員を、車両に搭乗する隊員、救助のための要員等6項目に区分して、それぞれに必要な数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇等を勘案した数とするとしています。

なお、車両に搭乗する隊員の数については、消防用自動車等乗り換えて搭乗する場合は、搭乗する隊員の数が最も大きい車両を運用可能な隊員の数としています。(第29条)

- (24) 消防団の業務について、各地における消防団の多様な活動実態や、阪神・淡路大震災以降に再認識された消防団の持つ組織力を踏まえて、消火や火災の予防等に加え、組織力の必要な地震、風水害等の災害の防除等や消防に関連する地域住民に対する啓発等を規定し、消防団における人員の総数及び副団長等の数は、当該業務を円滑に遂行するために必要な数としています。(第30条)

3 その他

消防力の基準が改正されたことに伴い、消防水利の基準及び消防団の装備の基準について、所要の規定の整理を行っています。

災害に強い安全なまちづくりの推進について

防 災 課

1 はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,432名を数えるなど、戦後最大の被害をもたらしました。この震災から早くも5年が経過しましたが、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりを推進することは、依然として重要な課題となっています。このため、

- ① 災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等を踏まえた地域防災計画の抜本的見直しの推進
- ② 防災機能を高める社会資本の整備
- ③ 自主防災組織の活動やボランティア活動の活性化
- ④ 非常用備蓄体制や情報収集伝達体制の一層の充実 など

防災対策全般にわたる強化が求められています。

消防庁では、このような状況を踏まえ、防災対策の強化を図るための地方団体の取組に対し、ハード・ソフトの両面にわたる積極的な支援を引き続き実施し、「災害に強い安全なまちづくり」を強力に推進することとしています。ここでは、本年2月4日に閣議決定された『平成12年度地方財政計画』に基づき、特に防災に関する地方単独事業に対する支援措置について解説します。

2 防災基盤等の整備

まず、ハード面での取組については、緊急防災基盤整備事業、防災まちづくり事業等の活用により、

- ① 公共施設、公用施設の耐震診断、耐震改修

- ② 情報通信施設、備蓄倉庫等緊急に整備すべき防災基盤の整備、防災拠点の整備等を積極的に推進することとしています。

このうち、緊急防災基盤整備事業については、平成12年度地方財政計画において2,590億円の事業費を確保しています。

同計画では、現下の極めて厳しい地方財政の状況、中長期的な財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努めることが急務である、としています。このような状況の中で、緊急防災基盤整備事業については、事業の要望に十分に対応できるように2,590億円を確保したところです。

緊急防災基盤整備事業は、その事業費の90%に地方債を充当し、さらにその元利償還時には50%を地方交付税措置するという財政上極めて手厚い措置がされていますので、各団体におかれては、平成12年度までの時限措置として、公共、公用施設の耐震化を進め、緊急に整備すべき防災基盤の整備を推進するという本事業の趣旨をも踏まえ、積極的な対応が望まれます。

3 「防災対策強化経費」の充実

次に、ソフト面での取組については、「防災対策強化経費」を充実し、総額で218億円と平成11年度に比べ3億円（1.4%）増やしました。

- (1) 地域防災計画の見直し

防災アセスメント及び被害想定の実施な

ど地域防災計画の抜本の見直しのための財政措置として、平成11年度に引き続き100億円の財政措置を講じました。

地域防災計画は、地方公共団体における総合的な防災対策の基本となるものであり、自治省消防庁では、見直しに際しての基本的留意事項等を示すとともに、地域防災計画見直しの前倒し経費として大幅な地方財政措置を講じて、その抜本の見直しを推進してきました。

各団体の状況は、都道府県は全て修正済みですが、市町村においては、平成11年4月1日現在で見直しに着手した団体は3,154団体（97.0%）であり、既に修正済みの団体が1,534団体（47.2%）と、今後その更なる進捗が必要な状況にあります。地域防災計画の果たす重要性にかんがみ、都道府県におかれては更なる見直しに取り組んでいただくことはもとより、市町村における見直し・修正の推進を図ること、市町村におかれては、その早急な見直しの完了と修正の推進をお願いします。

(2) 防災対策の充実

防災対策の充実については、以下の3項目にわたり、平成12年度地方財政計画上118億円と平成11年度に比べ3億円（2.6%）増やしました。

① 住民の防災活動の活性化

自主防災組織や災害ボランティアなど、地域住民による防災活動の活性化を図るため、研修、訓練等の実施、資機材の整備等に係る財政措置を講じており、例えば自主防災組織数は、平成11年4月1日

現在92,452（平成7年に比べ約3割増加）であり、住民の防災活動は活発化してきています。これらの財政措置に加えて平成12年度は、災害ボランティアの受入、登録制度の整備及び自主防災組織に対する救助訓練について財政措置の充実に図っています。

② 非常用物資の購入備蓄の充実

地方公共団体における水、食料、医薬品、毛布等の非常用物資の購入備蓄に対して財政措置を講じてきましたが、加えて、平成12年度は、簡易トイレ等について大幅な財政措置の充実に図っています。

③ 情報通信体制の強化

携帯電話等から119番通報を受けるシステムの確立を図るとともに、通信機器の耐震化など防災情報ネットワークの強化に必要な財政措置を講じています。

特に、携帯電話等から119番通報を受けるシステムの確立に係る経費については、契約数が平成11年9月までの5年間で17倍にも増加するという携帯電話等の急速な普及状況を踏まえ、財政措置を講じています。

4 おわりに

災害などから住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心できる地域社会づくりに取り組むことは、消防防災行政の基本的責務です。財政、経済状況等厳しい状況下ではありますが、上記の措置等を十分活用し、是非積極的な対応をお願いします。

九州・沖縄サミットに係る消防・救急体制の整備について

消 防 課

1 九州・沖縄サミットにおける消防の果たすべき役割

サミットには主要先進国の首脳・政府高官といった要人をはじめ、各国の報道機関の関係者など多数の方々が来日します。このたびの沖縄県における首脳会合だけでも首脳及び各国政府関係者1,000～1,500人程度、開催国側政府関係者1,000人程度、報道機関関係者3,000～5,000人程度が見込まれています。

このような大規模な会議等において、消防としては平常時の消防力に加えて、不測の事態に備えての体制を整え、万全を期す必要があります。

具体的には、要人が滞在する主会場・宿泊施設及び多数の報道機関関係者の取材活動の拠点となるプレスセンターなどの主なサミット関係施設に、万が一の際には、速やかに消防・救急活動を行うことができるよう、必要な数の救急車両・消防車両をサミット開催期間中を含めて要人等の来日から離日までの間、常時出動可能な体制で配置しておくことが必要です。

また、サミット関係施設における防火管理の再確認のための事前査察や、関係施設の従業員などに対する訓練指導を実施して、火災の発生等を予防することや発災時における適切な初期活動体制を確立しておくことが必要です。

このような消防・救急体制は、これまでも東京で開催された3回のサミット、大阪で開催されたAPEC、京都で開催されたCOP3など、主な国際会議においても実施されており、会議の成功に大きな役割を果たしてきました。九州・沖縄サミットに向けた消防・救急体制

の整備は、サミット成功の一翼を担うものとして重要な意義があります。

2 九州・沖縄サミットにおける消防庁としての取り組み

今回の九州・沖縄サミットは、はじめての地方開催となりますが、消防庁としてはこれまでの東京サミットと同水準の消防・救急体制が必要と考えています。市町村消防の下では、こうした体制の整備について、サミットに関係する市町村で対応することが原則です。

蔵相会合の予定されている福岡市及び外相会合の予定されている宮崎市については、现阶段において、福岡市消防局、宮崎市消防局が保有する消防力によって対応が可能であり、現在、両市ともその体制づくりを進めているところです。

本稿では、消防庁が重点的に取り組んでいる沖縄県におけるサミットの消防・救急体制について紹介します。

沖縄県内市町村の消防力をみると、人員、消防車両数などが小規模であり、県内あげての応援体制を組んだとしても万全の体制に至らないことから、沖縄県から消防庁に対して、消防・救急体制の整備に係る助言、指導等についての要望が寄せられました。

そこで、消防庁としては沖縄県における体制の整備を支援するため、政令指定都市などの消防本部に対しては応援出動について、沖縄県内の関係市町村に対しては、その受け入れの整備について、所要の調整を図ることとしました。

このため、平成11年10月に、消防庁内に関係消防本部の消防長等から構成される「九州・沖縄サミット消防・救急対策委員会」を設

プレスセンターに予定されている21世紀の森公園



「九州・沖縄サミット首脳会合」より

このようにサミットの関係施設は、南端の那覇空港から北端のプレスセンターまでの直線距離が約60^{キロ}に及んでおり、広範囲に点在しています。警戒対象物間の距離が相互に離れていること、要人等の宿泊予定ホテル及び主会場は、いずれも地元消防本部の署所から離れていること、管轄する消防本部が名護市消防本部、金武地区消防組合消防本部、読谷村消防本部、那覇市消防本部など複数の消防本部に及んでいることなどが今回のサミットの消防面から見た大きな特徴といえます。

消防・救急体制を整備するに当たっては、これらのことを念頭において検討する必要があります。

4 消防・救急体制の概要

消防・救急体制は警防対策と予防対策に大別されます。警防対策としては次のような対応を検討しています。

会議場、プレスセンター、空港など警戒対象物ごとに現地警戒本部を設置し、消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、救助工作車、高規格救急自動車、及びこれらの車両に搭乗する職員を待機させます。そして、現地警戒本部ごとに担当する警戒対象物で発生した事象に対して、これらの車両及び職員によって一次的な対応をとれるような体制とします。

規模の大きな事象については、隣接する現地警戒本部の消防力を融通して対応することとし、現地警戒本部に対して指揮命令を発する機関として、管轄する地元消防本部を地区警戒本部とします。さらにサミットに関する消防警戒の全体を統括する統括警戒本部を設置します。

救急自動車については、救急救命士を搭乗させた高規格救急自動車を配置し、厚生省が配置を予定している医師、看護婦等との連携のもと迅速なトリアージ、応急処置、救急搬送を実施します。また、消防ヘリコプターも2機配備し、救急ヘリコプターとして、警戒期間中いつでも運航できる体制を確保します。

沖縄県におけるこのような体制には、沖縄県内の消防本部と東京消防庁、大阪市消防局をはじめとする政令指定都市の消防本部から消防組織法第21条に基づく応援によって、必要な消防職員、消防車両等を確保します。沖縄県内の消防本部から300人程度、沖縄県外の消防本部から700人程度を確保する予定です。また、消防車両・救急車両については沖縄県内の消防本部から30台程度、沖縄県外の消防本部から60台程度を確保するとともに、2機のヘリコプターを沖縄県外の消防本部から確保する予定です。

予防対策としては、サミット関係施設に対する事前査察、従業員に対する訓練指導、サミット期間中における当該施設に対する予防警戒を検討しています。

事前査察では防火管理の実効性の確認、消防用設備等の維持管理状況の確認、避難施設及び防火施設の確認等を重点項目として実施し、防火管理面、設備構造面からの火災の発生、消防用設備等の機器の誤作動等を防止します。

訓練指導では通報訓練、消火訓練、避難訓練、警報設備等取扱訓練等を実施し、関係施設の従業員が、万が一の事象に迅速に対応できる体制を整えます。

予防警戒は、サミットの開催期間中に警戒対象物の防災センターなどに消防職員が常駐し、情報収集と現地警戒本部との連絡、消防上の事象発生に対する初期対応を行います。

これら予防対策についても沖縄県内の消防本部の職員に加え、沖縄県外の消防本部の職員と合同で行います。なお、事前査察は本年2月より、訓練指導は4月より、それぞれサミット開催期間前までに計3回ずつ実施する予定です。

5 おわりに

全国的な規模での広域的な応援については、阪神・淡路大震災等の大災害で経験していますが、今回のように消防警戒に伴うものは、はじめてのケースです。そのため、応援体制

づくり、通信手段の整理、沖縄県外から応援する消防車両等の輸送、警戒時の職員の待機施設の確保、予防警戒と警防活動との連携、救急ヘリの運航のための離発着場の整備など、数多くの課題があり、消防庁として地元消防本部との連絡、外務省、警察庁、厚生省等との協議、警戒に係わる消防本部間の意見調整などを鋭意行っているところです。

今回のサミットに対する消防・救急体制の整備にあたっては、地元消防本部、応援消防本部、沖縄県相互の有機的な連携が不可欠であり、サミットを契機として沖縄県の消防体制がさらに強化されるとともに、21世紀の我が国の消防のますますの発展に資するものとなるよう消防庁としても取り組んでいます。

コンピュータ西暦2000年問題に係る年末年始の対応及び障害発生状況並びに閏日の対応について

防災課・防災情報室

消防庁では12月29日から1月5日までの間、コンピュータ西暦2000年問題特別警戒体制をとり、消防庁保有システムの機能確認を行うとともに、官邸危機管理センター、各都道府県及び消防本部等との情報収集・連絡体制を整備し問題発生に備えました。

また、都道府県、市町村及び消防本部に対しても、消防・防災システムの機能確認の実施、情報収集・連絡体制の構築及び発生事象への適切な対応等を要請し、問題発生に備えましたが、消防・防災システムにはコンピュータ西暦2000年問題に起因する大きな障害は発生せず、ライフライン等の社会インフラや危険物施設等についても、重大な障害による事故等が発生することはありませんでした。

なお、一部の団体において日付の表示が不正となる等の問題が発生しました。

以下に発生事例を紹介しますので、今後の参

考としてください。

1 気象観測装置の日付表示又は印字の不正（2町、50消防本部）

気象観測装置の風向、風速、気温、湿度及び雨量等のデータを処理するプログラムがコンピュータ西暦2000年問題に対応していないため、日付の表示又は印字が不正になりました。（例：2000年1月1日→1900年1月1日、2000年1月1日→19：00年1月1日）

各事案ごとの必要対応作業は、年月日の再設定又はROM交換（44事案）、ROM交換（8事案）で、年月日の再設定で対応可能な44事案については、保有装置のコンピュータ西暦2000年問題対応情報を収集してさえいれば、適切な対応が可能な事案でした。

2 気象情報システムの日付印字の不正（1県）

地方気象台からの地震情報データを県内の

関係団体にファクシミリ配信するシステムで、情報発表年の印字が不正になりました。
(例：平成12年1月1日→平成88年1月1日)

当該システムは事前に修正作業及び模擬テストを実施していましたが、調査の結果、修正作業及び模擬テストともに対象から漏れていたことが判明し、速やかにプログラムの修正を実施し、復旧しています。

また、当初、気象観測装置が停止したと2消防本部から報告がありましたが、コンピュータ西暦2000年問題とは関係のないハード障害であったことが確認されています。

今後、閏年の問題に際しては、既に実施済

の修正作業及び模擬テストの対象に閏年の問題対応も含まれているかを確認するとともに、情報収集・連絡体制を整備し、閏日（2月29日）には機能点検を実施するなどの体制を取り、万全を期す必要があります。

※ 閏年：西暦年が4で割り切れる年を閏年とし、閏日が存在します。

ただし、100で割り切れるが、400で割り切れない年は例外として除かれています。

2000年は4及び400で割り切れる年のため、閏年で閏日が存在します。